

関原発第1号
2021年4月1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり美浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和45年 6月17日付 45原第 3875号をもって認可を受け、
昭和46年 2月10日付 46原第 19号、 昭和47年 2月16日付 46原第 9309号、
昭和48年 9月10日付 48原第 8400号、 昭和48年11月22日付 48原第10426号、
昭和49年 5月29日付 49原第 4641号、 昭和49年 8月20日付 49原第 6868号、
昭和49年10月30日付 49原第 9438号、 昭和50年 5月14日付 50原第 3839号、
昭和50年10月31日付 50原第 9181号、 昭和50年11月26日付 50原第 9545号、
昭和51年 9月30日付 51安(原規)第 95号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第106号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第128号、 昭和53年10月30日付 53安(原規)第232号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年 9月10日付 54資庁第11645号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年 6月30日付 55資庁第 8107号、
昭和55年11月11日付 55資庁第12094号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8316号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年11月 5日付 60資庁第11804号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8870号、 昭和62年 7月27日付 62資庁第 7373号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16335号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7654号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3501号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 3月 1日付 3資庁第 607号、 平成 4年 2月 6日付 4資庁第 120号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、

平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
 平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、
 平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
 平成 7年10月 6日付 7資庁第11059号、
 平成 9年 1月31日付 8資庁第12743号、
 平成 9年 6月26日付 平成09・06・12資第12号、
 平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第13号、
 平成12年 1月12日付 平成11・12・14資第13号、
 平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第 9号、
 平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第17号、
 平成13年11月 7日付 平成13・09・28原第40号、
 平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第10号、
 平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第17号、
 平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第36号、
 平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第21号、
 平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 2号、
 平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第15号、
 平成19年12月13日付 平成19・09・28原第30号、
 平成20年 5月 7日付 平成20・04・22原第24号、
 平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第12号、
 平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 1号、
 平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第12号、
 平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 1号、
 平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第32号、
 平成24年 7月19日付 平成23・07・25原第13号、
 平成25年 3月25日付 原管収第121221001号、
 平成27年 6月12日付 原規規発第1506126号、
 平成27年11月17日付 原規規発第1511176号、
 平成28年 8月 1日付 原規規発第1608013号、
 平成29年 4月19日付 原規規発第17041913号、
 平成30年 1月10日付 原規規発第1801104号、
 平成30年11月16日付 原規規発第1811166号、
 令和元年11月28日付 原規規発第1911284号、
 令和 2年 5月26日付 原規規発第2005261号、
 令和 2年10月 7日付 原規規発第20100711号及び

平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
 平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
 平成 7年 6月23日付 7資庁第 7878号、
 平成 8年 8月23日付 8資庁第 8447号、
 平成 9年 3月24日付 平成09・02・26資第 4号、
 平成10年 6月22日付 平成10・03・30資第45号、
 平成11年 9月 8日付 平成11・07・29資第20号、
 平成12年 5月19日付 平成12・04・17資第 5号、
 平成13年 1月 5日付 平成12・08・31資第 9号、
 平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第11号、
 平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第 7号、
 平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 6号、
 平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 8号、
 平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第10号、
 平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第14号、
 平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第10号、
 平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第135号、
 平成19年12月13日付 平成19・11・30原第24号、
 平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第 9号、
 平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第14号、
 平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第22号、
 平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第12号、
 平成22年 6月28日付 平成21・11・05原第21号、
 平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 1号、
 平成24年 9月 6日付 20120815原第23号、
 平成26年 6月 9日付 原規規発第1406094号、
 平成27年 9月18日付 原規規発第1509182号、
 平成28年 3月24日付 原規規発第1603249号、
 平成28年11月16日付 原規規発第1611163号、
 平成29年 6月26日付 原規規発第1706264号、
 平成30年 6月26日付 原規規発第1806269号、
 平成31年 4月25日付 原規規発第1904251号、
 令和 2年 2月27日付 原規規発第2002271号、
 令和 2年 6月19日付 原規規発第2006191号、
 令和 3年 2月19日付 原規規発第2102192号

で変更認可を受けた美浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

(1) 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力安全部門と原子力技術部門を統合
- ・原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管

(2) コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更

第2条の2および第138条（関係法令および本規定の遵守）について、会議名称を変更する。

(3) 記載の適正化

第34条（計測および制御設備）および第85条（重大事故等対処設備）について、記載を適正化する（線種の変更）。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日を超えない範囲で施行する。

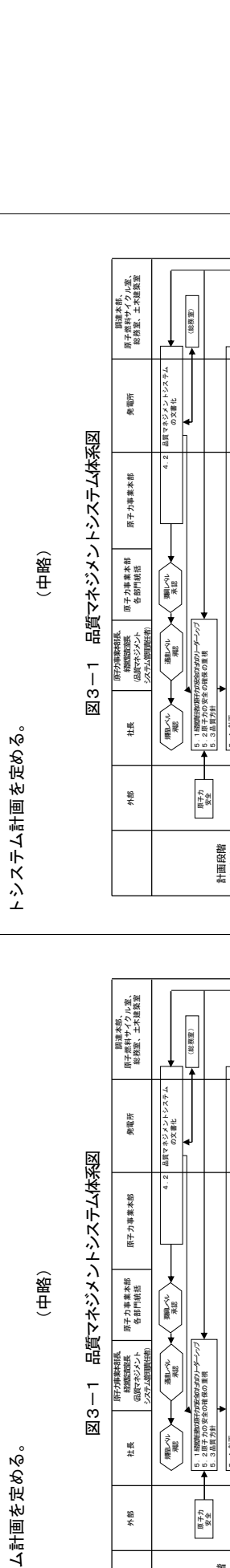
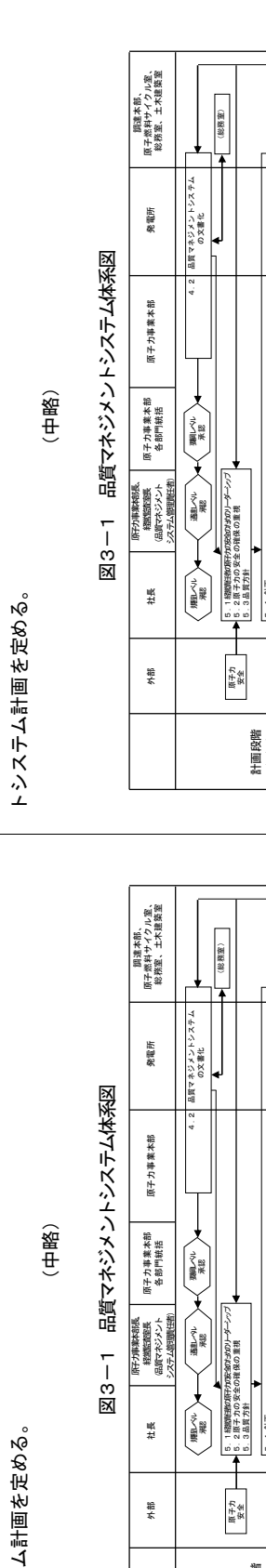
以 上

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p>	
<p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> 	<p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> 	
<p>計画段階 (Plan)</p> <p>1. 品質保証活動の計画の策定 2. 品質保証活動の計画の策定 3. 品質保証活動の計画の策定 4. 品質保証活動の計画の策定 5. 品質保証活動の計画の策定 6. 品質保証活動の計画の策定</p>	<p>計画段階 (Plan)</p> <p>1. 品質保証活動の計画の策定 2. 品質保証活動の計画の策定 3. 品質保証活動の計画の策定 4. 品質保証活動の計画の策定 5. 品質保証活動の計画の策定 6. 品質保証活動の計画の策定</p>	
<p>実施段階 (Do)</p> <p>7. 品質保証活動の実施 8. 品質保証活動の実施 9. 品質保証活動の実施 10. 品質保証活動の実施 11. 品質保証活動の実施 12. 品質保証活動の実施</p>	<p>実施段階 (Do)</p> <p>7. 品質保証活動の実施 8. 品質保証活動の実施 9. 品質保証活動の実施 10. 品質保証活動の実施 11. 品質保証活動の実施 12. 品質保証活動の実施</p>	
<p>評価段階 (Check)</p> <p>13. 品質保証活動の評価 14. 品質保証活動の評価 15. 品質保証活動の評価 16. 品質保証活動の評価 17. 品質保証活動の評価 18. 品質保証活動の評価</p>	<p>評価段階 (Check)</p> <p>13. 品質保証活動の評価 14. 品質保証活動の評価 15. 品質保証活動の評価 16. 品質保証活動の評価 17. 品質保証活動の評価 18. 品質保証活動の評価</p>	
<p>改善段階 (Act)</p> <p>19. 品質保証活動の改善 20. 品質保証活動の改善 21. 品質保証活動の改善 22. 品質保証活動の改善 23. 品質保証活動の改善 24. 品質保証活動の改善</p>	<p>改善段階 (Act)</p> <p>19. 品質保証活動の改善 20. 品質保証活動の改善 21. 品質保証活動の改善 22. 品質保証活動の改善 23. 品質保証活動の改善 24. 品質保証活動の改善</p>	<p>(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力燃料部門統括、原子力技術部門統括、原子力安全・技術、原子力安全・技術部門統括（土木建築）、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括のいずれかを指す。</p> <p>(中略)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由				
表 3-2 (続き)				表 3-2 (続き)								
本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	
		1 次 文書	2 次文書					1 次 文書	2 次文書			
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	運転管理通達	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の4、第120条の5、第134条	第9条の2、第10条の2、第12条の2、第120条の4、第120条の5、第134条	原子炉事業本部 原子炉発電部門	運転管理	運転管理通達	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第9条の2、第10条の2、第120条の4、第120条の5、第134条	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第9条の2、第10条の2、第120条の4、第120条の5、第134条
	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第100条から第104条、第134条	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第100条から第104条、第134条						
							放射線管理	放射線管理通達	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条
	施設管理	施設管理通達	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第12条の2、第95条、第98条、第120条から第120条の5	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第12条の2、第95条、第98条、第120条から第120条の5						
							非常時の措置	非常時の措置通達	原子炉事業本部 原子炉安全部門	第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条	原子炉事業本部 原子炉安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条
	その他	安全管理通達	原子炉事業本部 原子炉安全部門	第9条から第11条、第12条の2、第120条の6	原子炉事業本部 原子炉安全・技術部門	第9条から第11条、第12条の2、第120条の6						
							原子燃料サイクル通達	原子燃料サイクル通達	原子炉事業本部 原子燃料部門	第94条から第99条、第100条の5	原子炉事業本部 原子燃料部門	第94条から第99条、第100条の5
	火災防護通達	火災防護通達	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第18条	原子炉事業本部 原子炉発電部門	第18条						
							原子炉技術業務要綱	原子炉技術業務要綱	原子炉事業本部 原子炉技術部門		原子炉事業本部 原子炉安全・技術部門	

原子炉発電の安全に係る品質保証規程

組織改正に伴う変更(原子炉安全部門と原子炉技術部門の統合)

(以下略)

(以下略)

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設的设计・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時およびその他自然災害発生時等に関する業務を含む）。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等に関する業務を含む）。</p> <p>(10) 原子力燃料部門統括は、原子力燃料サイクル（原子力燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子力燃料サイクル室長は、原子力燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等に関する業務を含む）。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子力燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力燃料部門統括は、原子力燃料サイクル（原子力燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力燃料サイクル室長は、原子力燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(17) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(18) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上がり)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第 11 条関連）</p> <p>(4) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第 11 条関連）</p> <p>(4) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>第 1 1 条 原子炉安全部門統括は、10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 保安活動の実施の状況の評価</p> <p>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>2. 原子炉部門は、第 1 項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p>(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>第 1 1 条 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 保安活動の実施の状況の評価</p> <p>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>2. 原子炉部門は、第 1 項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子炉安全部門と原子炉技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動※1）を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 技術課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動※1）を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子炉安全部門と原子炉技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 技術課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動を^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、その他自然災害のうち地震に関する、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）および原子炉技術（土木建築）および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子炉安全全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの變更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3 技術課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動を^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術課長に報告する。技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）および原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）および原子炉安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの變更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>理由</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2 項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4 項(1) (a) の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、添付 3「重大事故等および大規模損壊組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2 項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4 項(1) (a) の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のため、各課（室）長は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援助ける活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援助ける活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援助ける活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援助ける活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のため、各課（室）長は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援助ける活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援助ける活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援助ける活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援助ける活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>理由</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{※1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{※1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>理由</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援助に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由												
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) デイゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) デイゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉炉停止装置</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>												
<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 89 930 358">項 目</th> <th data-bbox="898 358 930 1249">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="930 89 962 358">第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="930 358 962 1249">表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または駆動または出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること	<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 358 930 1249">項 目</th> <th data-bbox="898 1249 930 1960">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="930 358 962 1249">第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="930 1249 962 1960">表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または駆動または出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること	<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 1249 930 1960">項 目</th> <th data-bbox="898 1960 930 2145">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="930 1249 962 1960">第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="930 1960 962 2145">表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または駆動または出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること
項 目	運転上の制限													
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること													
項 目	運転上の制限													
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること													
項 目	運転上の制限													
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 7 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること													

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

表 3 4 - 2 原子炉保護系計装		表 3 4 - 2 原子炉保護系計装								
【凡 例】		【凡 例】								
(a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合		(a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合								
(b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿		(b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿								
(c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上		(c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上								
(d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿		(d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿								
(e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合		(e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合								
(f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上		(f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上								
(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上		(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上								
(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿		(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿								
機 能	設定値	適用モード	所要システム 系統	所定チャネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	条 件	措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1. 原子炉保護系計装回路 ^{※1}	—	モード1 および2	A 2系統	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	機能の確認を行う。誤りの系統が動作可能な状態になるまで、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回（2.計装保護系計装回路に1系統ずつ）	計装保護係長		
2. 自動原子炉トリップ ^{※3}	—	モード1 および2	A 2系統	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	機能の確認を行う。	1ヶ月に1回（2.計装保護系計装回路に1系統ずつ）	計装保護係長		
3. 自動原子炉トリップ ^{※4}	—	モード1 および2	A 2系統	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	機能の確認を行う。	1ヶ月に1回（2.計装保護系計装回路に1系統ずつ）	計装保護係長		
4. 自動原子炉トリップ ^{※5}	—	モード1 および2	A 2系統	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	A.1 計装保護系は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、当該系統のトリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のトリップしゃ断器が開放されている場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 B. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える場合、当該系統のハイバスを動作させることができる。 C. 条件AまたはBのC.1. 当措置は、モード5にする。1.2時間以内に達成できない場合	機能の確認を行う。	1ヶ月に1回（2.計装保護系計装回路に1系統ずつ）	計装保護係長		

※1： 特定する措置を除き、チャネル・系統毎に個別の条件が適用される。
 ※2： 「閉じ」は、トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き提げが行える状態であることを指す。
 ※3： 「正」は、当該系統が動作可能な状態であることを指す。
 ※4： 「正」は、当該系統が動作可能な状態であることを指す。
 ※5： モード1および2における自動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対応設備を兼ねる。

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能	設定値	適用モード	所要子系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	制限事項	担当
項目	規定値	モード	系統数	条件	項目	頻度
3. 出力制限 高設定 中 低 東高	定格出力の11%以下	モード1 (a)および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル(A)1台が動作可能な状態にする ^{※7} 。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に行えない場合	原子炉出力が15%以上低下した場合、出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。 出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。	計装係課長
4. 出力制限 増加高 中 東高 東高	定格出力の11%以下	モード1 (a)および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル(A)1台が動作可能な状態にする ^{※7} 。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に行えない場合	原子炉出力が15%以上低下した場合、出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。 出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。	計装係課長
5. 中間領域中子東高	定格出力の30%以下	モード1 (a)および2	2 ^{※6}	A. 1チャンネル(A)1台が動作可能な状態にする ^{※7} 。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に行えない場合	設定値超過および機能の回復を行う。	計装係課長

機能	設定値	適用モード	所要子系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}	制限事項	担当
項目	規定値	モード	系統数	条件	項目	頻度
3. 出力制限 高設定 中 低 東高	定格出力の11%以下	モード1 (a)および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル(A)1台が動作可能な状態にする ^{※7} 。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に行えない場合	原子炉出力が15%以上低下した場合、出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。 出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。	計装係課長
4. 出力制限 増加高 中 東高 東高	定格出力の11%以下	モード1 (a)および2	4 ^{※6}	A. 1チャンネル(A)1台が動作可能な状態にする ^{※7} 。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に行えない場合	原子炉出力が15%以上低下した場合、出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。 出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。	計装係課長
5. 中間領域中子東高	定格出力の30%以下	モード1 (a)および2	2 ^{※6}	A. 1チャンネル(A)1台が動作可能な状態にする ^{※7} 。 B. 条件Aの措置を完了した時間内に行えない場合	設定値超過および機能の回復を行う。	計装係課長

※6：出力制限時、原子炉出力が設定値を超えた場合はモード2での制御動作が可能であることを条件に1チャンネルをハイパスすること。この場合、ハイパスしたチャンネルが動作可能とはみなさない。

※7：出力が1%以上低下する場合は、出力が1%以上低下するまで出力を抑制する。

※8：1動作不能でないことを指す。出力制限動作中は、出力制限動作中はモード2での制御動作が可能であることを条件に1チャンネルをハイパスすること。この場合、ハイパスしたチャンネルが動作可能とはみなさない。

※9：制御動作不能とみなす。出力制限動作中は、出力制限動作中はモード2での制御動作が可能であることを条件に1チャンネルをハイパスすること。この場合、ハイパスしたチャンネルが動作可能とはみなさない。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能	設定値	適用モード	所要チャージ量	所要チャージ量	条件	措置	措置	項目	頻度	担当
7. 過大温度ΔT高	第3モードの設定範囲内	モード1および2	3	所要チャージ量不足による措置	A. チャージ量が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了するまでに経過できない場合	A.1 計装係保護員は、当該チャージ量を動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。	炉内及び炉外監視台 監視出力が40%以上と計装係保護員 なつて48時間以内1回	1ヶ月に1回	原子総括係長 計装係保護員	
8. 過大出力ΔT高	第3モードの設定範囲内	モード1および2	3	所要チャージ量不足による措置	A. チャージ量が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了するまでに経過できない場合	A.1 計装係保護員は、当該チャージ量を動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。	炉内及び炉外監視台 監視出力が40%以上と計装係保護員 なつて48時間以内1回	1ヶ月に1回	原子総括係長 計装係保護員	
9. 原子炉圧力低	12.83 MPa(a)以上	モード1	3	所要チャージ量不足による措置	A. 1チャージ量が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了するまでに経過できない場合	A.1 計装係保護員は、当該チャージ量を動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。	炉内及び炉外監視台 監視出力が40%以上と計装係保護員 なつて48時間以内1回	1ヶ月に1回	原子総括係長 計装係保護員	
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa(a)以下	モード1および2	3	所要チャージ量不足による措置	A. 1チャージ量が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了するまでに経過できない場合	A.1 計装係保護員は、当該チャージ量を動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。	炉内及び炉外監視台 監視出力が40%以上と計装係保護員 なつて48時間以内1回	1ヶ月に1回	原子総括係長 計装係保護員	
11. 加圧熱水位置	計器スパンの84%以下	モード1	3	所要チャージ量不足による措置	A. 1チャージ量が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了するまでに経過できない場合	A.1 計装係保護員は、当該チャージ量を動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。	炉内及び炉外監視台 監視出力が40%以上と計装係保護員 なつて48時間以内1回	1ヶ月に1回	原子総括係長 計装係保護員	

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能		設定値		適用モード		所要チャージ系統数		所要チャージシステム		所蒙チャージシステム		措置		完了時間		項目		確認事項		担当	
1グループ	2グループ	定格流量の87%以上	定格流量の87%以上	モード1	モード2	1系統あたり93	1系統あたり93	1チャージシステムが動作不能である場合	1チャージシステムが動作不能である場合	1チャージシステムが動作不能である場合	1チャージシステムが動作不能である場合	1グループ	2グループ	6時間	6時間	保安確認および機能の確認を行う。	保安確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	計装係課長	計装係課長
12. 1次冷却材ポンプ電流監視	1グループ	定格流量の87%以上	定格流量の87%以上	モード1	モード2	1系統あたり93	1系統あたり93	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	1グループ	2グループ	6時間	6時間	保安確認および機能の確認を行う。	保安確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	計装係課長	計装係課長
13. 1次冷却材ポンプ電圧監視	1グループ	定格電圧の65%以上	定格電圧の65%以上	モード1	モード2	1系統あたり93	1系統あたり93	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	1グループ	2グループ	6時間	6時間	保安確認および機能の確認を行う。	保安確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	計装係課長	計装係課長
14. 1次冷却材ポンプ電圧監視	1グループ	定格電圧の57%以上	定格電圧の57%以上	モード1	モード2	1系統あたり93	1系統あたり93	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	1グループ	2グループ	6時間	6時間	保安確認および機能の確認を行う。	保安確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	計装係課長	計装係課長
15. 1次冷却材ポンプ電圧監視	1グループ	定格電圧の57%以上	定格電圧の57%以上	モード1	モード2	1系統あたり93	1系統あたり93	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	1グループ	2グループ	6時間	6時間	保安確認および機能の確認を行う。	保安確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	計装係課長	計装係課長
16. 主蒸発器排水流量監視	1グループ	定格流量の30%以上	定格流量の30%以上	モード1	モード2	1系統あたり93	1系統あたり93	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	A. 1チャージシステムが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施し、12時間以内に達成できない場合	1グループ	2グループ	6時間	6時間	保安確認および機能の確認を行う。	保安確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	計装係課長	計装係課長

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

理由

変更なし

変更前

変更後

機能	設定値	適用モード	所要チャージ数	所要チャージ率	所要チャージ率・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}		項目	頻度	担当
					措置	完了時間			
21. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10^{-10} ～ 1.3×10^{-9} %A	モード2 (d)	2	A. 1チャージ以上が動作不能である場合 ^{※5} B. 条件A0の措置を完了時間内に達成できない場合	1時間	設定申請および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	
b. P-7	d時およびe時参照	モード1 (f)	2	A. 1チャージ以上が動作不能である場合 ^{※5} B. 条件A0の措置を完了時間内に達成できない場合	1時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	
c. P-8	出力領域変換出力の40±1.8%	モード1 (e)	4	A. 1チャージ以上が動作不能である場合 ^{※5} B. 条件A0の措置を完了時間内に達成できない場合	1時間	設定申請および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	
d. P-10	出力領域中性子束の変換出力の10±1.8%	モード1 (b)および2 (c)	4	A. 1チャージ以上が動作不能である場合 ^{※5} B. 条件A0の措置を完了時間内に達成できない場合	1時間	設定申請および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	
e. P-13	タービン第1段階出力の1%	モード1 (i)	2	A. 1チャージ以上が動作不能である場合 ^{※5} B. 条件A0の措置を完了時間内に達成できない場合	1時間	設定申請および機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装係課長	

※1 (b)・(c)・(e)・(f)・(i)における「動作不能である場合」は、チャージ小故障あるいは出力側の故障により閉鎖するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロッカ許可番号が保証された場合を含む）をいう。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

理由

表 3.4-3 工学的安全施設等作動計表

【凡 例】

- (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
- (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (c) 全主蒸気止弁が閉じている場合は除く
- (d) P-12 (1 次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
- (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	適用モード	所屬チャンネル・系統	条件	措置	完了時間	施設事項		
							項目	頻度	担当
非常用炉心冷却系 a. 非常用炉心冷却系作動解除回路	—	モード1、2、3および4	1, 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施し、7時間内に復旧できない場合	A. 1 電気保線係は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のために当該系統のバイパスを行う。 B. 1. 当直係は、モード3にする。 2. 当直係は、モード5にする。	6時間	定期作業終了後即時	電気保線係長	
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	1, 2系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施し、7時間内に復旧できない場合	A. 1 電気保線係は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1. 当直係は、モード3にする。 2. 当直係は、モード5にする。	4.8時間	定期作業終了後即時	電気保線係長	
c. 原子炉格納容器圧力高	220kPa (200) 以下	モード1、2、3	3系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施し、7時間内に復旧できない場合	A. 1 計線保線係は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1. 当直係は、モード3にする。 2. 当直係は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	計線保線係長 および 電気保線係長	
						1.2時間	動作不能でないことを指高欄により確認する。	1日に1回	当直係長

記載の適正化（線種の変更）

変更前

表 3.4-3 工学的安全施設等作動計表

【凡 例】

- (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
- (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (c) 全主蒸気止弁が閉じている場合は除く
- (d) P-12 (1 次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
- (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	適用モード	所屬チャンネル・系統	条件	措置	完了時間	施設事項		
							項目	頻度	担当
非常用炉心冷却系 a. 非常用炉心冷却系作動解除回路	—	モード1、2、3および4	1, 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施し、7時間内に復旧できない場合	A. 1 電気保線係は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のために当該系統のバイパスを行う。 B. 1. 当直係は、モード3にする。 2. 当直係は、モード5にする。	6時間	定期作業終了後即時	電気保線係長	
b. 手動起動	—	モード1、2、3および4	1, 2系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施し、7時間内に復旧できない場合	A. 1 電気保線係は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1. 当直係は、モード3にする。 2. 当直係は、モード5にする。	4.8時間	定期作業終了後即時	電気保線係長	
c. 原子炉格納容器圧力高	220kPa (200) 以下	モード1、2、3	3系統	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施し、7時間内に復旧できない場合	A. 1 計線保線係は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1. 当直係は、モード3にする。 2. 当直係は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	計線保線係長 および 電気保線係長	
						1.2時間	動作不能でないことを指高欄により確認する。	1日に1回	当直係長

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能	設定値	運用モード	所要チャネル・系統数	条件	措置	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当
d. 原子炉圧力異常低	10.97 MPa[gage]以上	モード1 および2 (b)	3	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了しない場合	1. 許容保護係数は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 2. 当直課長は、モード3にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定値確認および機能の確認を行う。	定期作業事後検査時 1日に1回	許容保護係数および電気係数課長 当直課長
e. 原子炉圧力異常低	11.66 MPa[gage]以上	モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了しない場合	1. 許容保護係数は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 2. 当直課長は、モード3にする。 3. 当直課長は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定値確認および機能の確認を行う。	定期作業事後検査時 1日に1回	許容保護係数および電気係数課長 当直課長
f. 主蒸気ライン蒸圧高	制御スプレッドの3%以上	モード1、 2および3 (a)	3	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了しない場合	1. 許容保護係数は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 2. 当直課長は、モード3にする。 3. 当直課長は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定値確認および機能の確認を行う。	定期作業事後検査時 1日に1回	許容保護係数および電気係数課長 当直課長

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能	設定値	運用モード	所要チャネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当
2. 原子炉格納容器スプレイズ系 a. 原子炉格納容器スプレイズ系動作確認回路	—	モード1、2、3、および4	1系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施する時間内に動作できない場合	モード1、2、3、および4 A. 電気保線係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業の妨げないよう対応を行うことができる。 B. 条件Aの措置を実施する時間内に動作できない場合、モード3にする。	6時間	機能の確認を行う。 定期作業終了後実施	電気保線係長	
b. 手動起動	—	モード1、2、3、および4	4系統	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施する時間内に動作できない場合	モード1、2、3、および4 A. 電気保線係長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を実施する時間内に動作できない場合、モード3にする。	12時間 56時間 48時間	機能の確認を行う。 定期作業終了後実施	電気保線係長	
c. 原子炉格納容器圧力14.0MPa以上維持回路	14.0MPa以上 以下	モード1、2、3	3系統	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施する時間内に動作できない場合	モード1、2、3 A. 計装保線係長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を実施する時間内に動作できない場合、モード3にする。	6時間	設定確認および機能の確認を行う。 定期作業終了後実施	計装保線係長 および 電気保線係長	
				B. 条件Aの措置を実施する時間内に動作できない場合	B. 1. 措置係長は、モード3にする。 B. 2. 措置係長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことと指差確認により確認する。 1日に1回	措置係長	

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

変更後

理由

変更なし

機能	設定値	適用モード	所屬チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離										
a. 原子炉格納容器隔離A										
(1) 原子炉格納容器隔離A	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 各々の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1チャンネルが動作不能である場合 D. 各々の措置を完了時間内に達成できない場合	電気保線係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のハイスを行うことができる。 E. 当直係長は、モード3にする。 F. 当直係長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者後援時	電気保線係長	
(2) 手動起動	—	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 各々の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 非常用炉心外部系を動作	電気保線係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 D. 当直係長は、モード3にする。 E. 当直係長は、モード5にする。	4.8時間	機能の確認を行う。	定期事業者後援時	電気保線係長	
(3) 非常用炉心外部系 機能1、非常用炉心外部系を参照。										
b. 原子炉格納容器隔離B										
(1) 原子炉格納容器隔離B	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	電気保線係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のハイスを行うことができる。 C. 当直係長は、モード3にする。 D. 当直係長は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者後援時	電気保線係長	
(2) 手動起動	—	モード1、2、3および4	2	A. 1系統が動作不能である場合 B. 各々の措置を完了時間内に達成できない場合	電気保線係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のハイスを行うことができる。 C. 当直係長は、モード3にする。 D. 当直係長は、モード5にする。	1.2時間	機能の確認を行う。	定期事業者後援時	電気保線係長	
(3) 非常用炉心外部系 機能2、原子炉格納容器スプレッド系、手動起動を参照。										
(4) 原子炉格納容器スプレッド系 機能2、原子炉格納容器スプレッド系を参照。										

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能	設定値	運用モード	所要チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン保護 a. 主蒸気ライン隔離回路	—	モード1、 2(○)および 3(○)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施する時間内に達成できない場合	A. 電気保線係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため必要のハイパスを行うことができる。 B. 条件AOの措置を実施する時間内に達成できない場合、モード3にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期作業終了後5時	電気保線係長
b. 手動起動	—	モード1、 2(○)および 3(○)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施する時間内に達成できない場合	A. 電気保線係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件AOの措置を実施する時間内に達成できない場合、モード3にする。	1.2時間 3.6時間 4.8時間	機能の確認を行う。	定期作業終了後5時	電気保線係長
c. 原子炉停炉調整器圧力異常高	3MPa(表圧) 以下	モード1、 2(○)および 3(○)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件AOの措置を実施する時間内に達成できない場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件AOの措置を実施する時間内に達成できない場合、モード3にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期作業終了後5時	計装保線係長 および 電気保線係長
d. 主蒸気ライン流量高 と主蒸気ライン圧力低 と1次冷却材平均温度異常高 と1次冷却材圧力低 と1次冷却材平均温度異常低の1つ	機能1. 常用炉心外冷 と主蒸気ライン流量高 と1次冷却材平均温度異常高 と1次冷却材圧力低 と1次冷却材平均温度異常低の1つ	モード1、 2(○)および 3(○)	1	—	機能1. 常用炉心外冷と主蒸気ライン流量高と1次冷却材平均温度異常高と1次冷却材圧力低と1次冷却材平均温度異常低の1つを参照。	—	機能の確認を行う。 動作不能でないことにより確認する。	1日に1回	—

記載の適正化（線種の変更）

機能1. 非常炉心冷却系 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常高の1つを参照。

機能1. 非常炉心冷却系 主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常高の1つを参照。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

機能	設定値	適用モード	所定チャネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水制御	—	モード1、2 (6)および3 (6)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施できない場合	A. 電気保線係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のたごをいびハイスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を実施できない場合、モード3にする。1.2時間	6時間	機能の確認を行う。 定期作業終了後実施	電気保線係長	
6. 除次降圧自動機回路	—	モード1、2 (6)および3 (6)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施できない場合	A. 電気保線係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のたごをいびハイスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を実施できない場合、モード3にする。1.2時間	6時間	機能の確認を行う。 定期作業終了後実施	電気保線係長	
7. 高気圧生排水水位異常高	許容スパンの77%以下	モード1、2 (6)および3 (6)	1号あたり3	A. 1号あたり3動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施できない場合	A. 1号あたり3動作不能である場合、モード4にする。3.6時間 B. 条件Aの措置を実施できない場合、モード3にする。1.2時間	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指差により確認する。	計装係長 電気保線係長 および 電気保線係長	
8. 非常用炉心冷却系作動	機能1：非常用炉心冷却系作動	モード1、3 (6)	3	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施できない場合	A. 1チャネルが動作不能である場合、モード3にする。1.2時間 B. 条件Aの措置を実施できない場合、モード4にする。3.6時間	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指差により確認する。	計装係長 および 電気保線係長	
9. 1次冷却平均温度低	288℃以上	モード1、2 (6)および3 (6)	3	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を実施できない場合	A. 1チャネルが動作不能である場合、モード3にする。1.2時間 B. 条件Aの措置を実施できない場合、モード4にする。3.6時間	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないことを指差により確認する。	計装係長 および 電気保線係長	

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

変更なし

機能	設定値	適用モード	所屬チャンネル・系統数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者						
6. インターロック	中間領域中 中性束 $7.5 \times 10^{11} \sim 1.3 \times 10^{14}$	モード1、および2 (b)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合* B. 条件AOの措置を完了時間内に達成できない場合	計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 当直課長は、モード3にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時 計装係修課長							
										加圧駆動力 圧力[MPa] 0.4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合* B. 条件AOの措置を完了時間内に達成できない場合	計装係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 当直課長は、モード3にする。	1時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時 計装係修課長

* 6. インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により開する動作機能が確保されない場合（手動アロック許可値等が確保された場合を含む）をいう。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

表 3 4 - 4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャネル数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 ¹⁾	1次冷却材圧力 (広域) 加圧器水位 1次冷却材流量 (広域) (高温側) 1次冷却材流量 (広域) (低温側) ほう電タンク水位	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
2次冷却系計装 ²⁾	2次冷却材圧力 (広域) 加圧器水位 2次冷却材流量 (広域) (高温側) 2次冷却材流量 (広域) (低温側) ほう電タンク水位	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
化学種制御系計装 ³⁾	化学種制御系計装 ³⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
燃料貯蔵用冷却系計装 ⁴⁾	燃料貯蔵用冷却系計装 ⁴⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
原子炉格納容器関連計装 ⁵⁾	格納容器内圧力 格納容器内高レベルアラーム 格納容器内高レベルアラームモニタ	モード1, 2 および3	2 2 2 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
原子炉格納容器冷却系計装 ⁶⁾	原子炉格納容器冷却系計装 ⁶⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
制御用空気系計装 ⁷⁾	制御用空気系計装 ⁷⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
安全注入系計装 ⁸⁾	安全注入系計装 ⁸⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長

※ 1 7 : チャネル数、機能に適用の条件が適用される。
※ 1 8 : 各計装は、重大事故等対応処置を兼ねる。
各計装が動作不能時は、第 8 5 条 (第 8 5 - 1 6) の運転上の制限も確認する。

変更後

表 3 4 - 4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャネル数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 ¹⁾	1次冷却材圧力 (広域) 加圧器水位 1次冷却材流量 (広域) (高温側) 1次冷却材流量 (広域) (低温側) ほう電タンク水位	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
2次冷却系計装 ²⁾	2次冷却材圧力 (広域) 加圧器水位 2次冷却材流量 (広域) (高温側) 2次冷却材流量 (広域) (低温側) ほう電タンク水位	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
化学種制御系計装 ³⁾	化学種制御系計装 ³⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
燃料貯蔵用冷却系計装 ⁴⁾	燃料貯蔵用冷却系計装 ⁴⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
原子炉格納容器関連計装 ⁵⁾	格納容器内圧力 格納容器内高レベルアラーム 格納容器内高レベルアラームモニタ	モード1, 2 および3	2 2 2 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
原子炉格納容器冷却系計装 ⁶⁾	原子炉格納容器冷却系計装 ⁶⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
制御用空気系計装 ⁷⁾	制御用空気系計装 ⁷⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長
安全注入系計装 ⁸⁾	安全注入系計装 ⁸⁾	モード1, 2 および3	2 2 3 3 2	A. 1チャネルの計装が動作不能である場合 B. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合 C. 1つの機能が動作不能である場合 D. 条件の措置を完了時間内に達成できない場合	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ¹⁾	30日	機能の確認を行う。	検査時	計装係課長

※ 1 7 : チャネル数、機能に適用の条件が適用される。
※ 1 8 : 各計装は、重大事故等対応処置を兼ねる。
各計装が動作不能時は、第 8 5 条 (第 8 5 - 1 6) の運転上の制限も確認する。

記載の適正化 (線種の変更)

理由

動作不能で1ヶ月に1回監視表

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 34-5 ディーゼル発電機起動計装

機能	設定値	適用モード	所要システム数	措置		完了時間	項目	確認事項	担当
				条件	所要システム・系統数				
1. ディーゼル発電機起動・駆動回路	—	モード1、2、3および4	2系統	条件 A. 1系統が動作不能である場合 B. 各機種の排気温度が規定値を超過している場合	所要システム・系統数 A. 2系統 B. 1系統	6時間	機種の確認を行う。	定期事業者後発時	発電班長
2. 非常用高圧母線保護装置	定電圧 73.4%以上	モード1、2、3、4、5および6	所要の母線 A. 1系統 B. 2系統 C. 3系統	条件 A. 1系統が動作不能である場合 B. 1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBのいずれか1系統が動作不能である場合	所要の母線 A. 1系統 B. 2系統 C. 3系統	6時間	設定値確認および機種の確認を行う。	定期事業者後発時	電気係班長
3. 非常用炉心冷却系	表 34-3 参照	モード1	1系統	条件 A. 1系統が動作不能である場合	1系統	2時間	機種の確認を行う。	定期事業者後発時	電気係班長

変更後

表 34-5 ディーゼル発電機起動計装

機能	設定値	適用モード	所要システム数	措置		完了時間	項目	確認事項	担当
				条件	所要システム・系統数				
1. ディーゼル発電機起動・駆動回路	—	モード1、2、3および4	2系統	条件 A. 1系統が動作不能である場合 B. 各機種の排気温度が規定値を超過している場合	所要システム・系統数 A. 2系統 B. 1系統	6時間	機種の確認を行う。	定期事業者後発時	発電班長
2. 非常用高圧母線保護装置	定電圧 73.4%以上	モード1、2、3、4、5および6	所要の母線 A. 1系統 B. 2系統 C. 3系統	条件 A. 1系統が動作不能である場合 B. 1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBのいずれか1系統が動作不能である場合	所要の母線 A. 1系統 B. 2系統 C. 3系統	6時間	設定値確認および機種の確認を行う。	定期事業者後発時	電気係班長
3. 非常用炉心冷却系	表 34-3 参照	モード1	1系統	条件 A. 1系統が動作不能である場合	1系統	2時間	機種の確認を行う。	定期事業者後発時	電気係班長

理由

変更なし

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表34-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値	適用モード 1. 2. 3. 4.	所系チャック システム 系統数	条件	措置	完了時間 30日	確認事項		
							項目	頻度	
1. 中央制御室非常用循環系計装 環系作動循環回路	—	モード1、所系中のA、B、C、および環系に付する系統	所系チャックシステム、系統数	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの措置完了時間中に発生している場合	A.1 当循環系は、当該系統を動作可能な状態にする。 B.1 当循環系は、当該系統を動作可能な状態にする。 C.1 当循環系は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	30日	機組の確認を行う。	定期事業事後点検時 発電室長	
2. 非常用冷却循環系計装	表34-3	機能1、非常用冷却循環系を参照。	機能1、非常用冷却循環系を参照。						

変更後

表34-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値	適用モード 1. 2. 3. 4.	所系チャック システム 系統数	条件	措置	完了時間 30日 <th colspan="2">確認事項</th>	確認事項		
							項目	頻度	
1. 中央制御室非常用循環系計装 環系作動循環回路	—	モード1、所系中のA、B、C、および環系に付する系統	所系チャックシステム、系統数	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの措置完了時間中に発生している場合	A.1 当循環系は、当該系統を動作可能な状態にする。 B.1 当循環系は、当該系統を動作可能な状態にする。 C.1 当循環系は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	30日	機組の確認を行う。	定期事業事後点検時 発電室長	
2. 非常用冷却循環系計装	表34-3	機能1、非常用冷却循環系を参照。	機能1、非常用冷却循環系を参照。						

理由

変更なし

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

理 由

変更前		変更後		理由	
機 能	表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置	機 能	表 3 4 - 7 中央制御室外原子炉停止装置	項 目	項 目
ほろ燃料ポンプ	<p>適用モード モード1、 2および3</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	ほろ燃料ポンプ	<p>適用モード モード1、 2および3</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
圧入/廃止注水ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	圧入/廃止注水ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
抽出水ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	抽出水ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
1次冷却水ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	1次冷却水ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
蒸気発生ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	蒸気発生ポンプ	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
加熱器注力	<p>適用モード モード1、 2および3</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	加熱器注力	<p>適用モード モード1、 2および3</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
加熱器水位	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	加熱器水位	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
蒸気発生水位 (広域)	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	蒸気発生水位 (広域)	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
蒸気ライン圧力	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	蒸気ライン圧力	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項
中性子実 (中性子源領域)	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	中性子実 (中性子源領域)	<p>適用モード モード1、 2、3および 4</p> <p>発生 A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの位置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>30日</p>	確認事項	確認事項

※19：機能別に個別の条件が適用される。

※19：機能別に個別の条件が適用される。

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室または当直課長に通知する。 3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。 <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室または当直課長に通知する。 3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。 <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>変更なし</p>

変更前 変更後 理由

表 85-2-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

機能	設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	条件	措置	完了時間	確認事項	
							項目	頻度
<p>表 85-2-2-1 原子炉出力抑制（自動） ※1</p> <p>所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2</p>								
<p>1. A T W S 緩和設備</p>								
a. A T W S 緩和設備 論理 回路	1系統	モード 1 およ び2	1系統	A. A T W S 緩和設備 が動作不 能である 場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対応設備※3が動作可 能であることを確認する※4。 および A.2 計装係修課長は、当該系統を動作可能 な状態に復帰する。	6時間	機能の確認 を行う。	定期事業 者検査時
b. 蒸気 発生 位置 異常 常低	計装ス 部の 7%以 上	モード 1 およ び2	3※5	A. 条件Aの措 置を完了 時間内に 達成でき ない場合	A.1 当直課長は、当該系統と同等な機能を 持つ重大事故等対応設備※3が動作可 能であることを確認する※4。 および A.2 計装係修課長は、当該系統を動作可能 な状態に復帰する。	6時間	設定値確認 および機能 の確認を行 う。	定期事業 者検査時
				B. 条件Aの措 置を完了 時間内に 達成でき ない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	動作不能で、 1日に1 回 指差確認によ り確認す る。	当直課長

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成され ている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャネルもしくは 論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状 態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気止弁、電 動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：A T W S 緩和設備に使用するチャネルに限る。

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成され ている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャネルもしくは 論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状 態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気止弁、電 動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：A T W S 緩和設備に使用するチャネルに限る。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 85-16 計装設備

85-16-1 計装設備

分類	主要パラメータ	仕様パラメータ ^{※2}	所定パラメータ ^{※3}	モード	所定パラメータ ^{※3}	排	完了時間	項目	確認事項	担当
原子炉内圧力監視装置	1次冷却材高水位監視装置 2次冷却材高水位監視装置	① 主要パラメータのグループ ② 主要パラメータのグループ ③ 1次冷却材高水位監視装置 ④ 2次冷却材高水位監視装置	1 主要パラメータのグループ 2 主要パラメータのグループ 3 1次冷却材高水位監視装置 4 2次冷却材高水位監視装置	モード 4, 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係
原子炉内圧力監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	モード 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係
原子炉内圧力監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	モード 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係
原子炉内圧力監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	モード 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係

※1： プラント起動に伴う計装校正、真空ペンティングおよび原子炉格納容器減圧試験に計装保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはみなさない。
 ※2： 代償パラメータに記述する番号は優先順位であり、代償パラメータが複数あることを示す。
 ※3： () は多様性試験設備を示す。多様性試験設備は運転上の制限を適用しない。
 ※4： () は多様性試験設備を示す。多様性試験設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表 85-16 計装設備

85-16-1 計装設備

分類	主要パラメータ	仕様パラメータ ^{※2}	所定パラメータ ^{※3}	モード	所定パラメータ ^{※3}	排	完了時間	項目	確認事項	担当
原子炉内圧力監視装置	1次冷却材高水位監視装置 2次冷却材高水位監視装置	① 主要パラメータのグループ ② 主要パラメータのグループ ③ 1次冷却材高水位監視装置 ④ 2次冷却材高水位監視装置	1 主要パラメータのグループ 2 主要パラメータのグループ 3 1次冷却材高水位監視装置 4 2次冷却材高水位監視装置	モード 4, 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係
原子炉内圧力監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	モード 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係
原子炉内圧力監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	モード 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係
原子炉内圧力監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	① 1次冷却材高水位監視装置 ② 2次冷却材高水位監視装置	モード 5および 6	1	排	遅やかに	機能の確 認を行う、 動作不能 とを指示 し確認す る。	定期事業 若しくは 事後点検 による 確認事項 1カ月に 1回、 動作不能 1カ月に 1回、 動作不能 とを指示 し確認す る。	計装係 検査 係

※1： プラント起動に伴う計装校正、真空ペンティングおよび原子炉格納容器減圧試験に計装保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはみなさない。
 ※2： 代償パラメータに記述する番号は優先順位であり、代償パラメータが複数あることを示す。
 ※3： () は多様性試験設備を示す。多様性試験設備は運転上の制限を適用しない。
 ※4： () は多様性試験設備を示す。多様性試験設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5： 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

理由

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	所要パラメータ ^{※2}	所要パラメータの他ヤン	所要パラメータの他ヤン ^{※3}	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉の常運転時監視機能	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	①主要パラメータの他ヤン ②燃料容器圧力 ③燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1	1	1	モード1, 2, 3, 4, 6および6	A. 主要パラメータを1つ監視する状態にある場合 A.1 監視範囲は、代替パラメータを監視すること A.2 燃料容器圧力は、監視範囲を越えること A.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B. 代替パラメータを1つ監視する状態にある場合 B.1 監視範囲は、主要パラメータを監視すること B.2 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること C. 1つの監視範囲に1つ監視範囲または監視範囲を越える状態にある場合 D. モード1, 2, 3および6 E. モード5および6	完了時に 速やかに 速やかに 30日 速やかに 速やかに 30日 7.2時間 1.2時間 5.6時間	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1ヶ月に1回	社会保険 課長または 電気課 主任係長 ^{※4} 当直係長	
原子炉の常運転時監視機能	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	①主要パラメータの他ヤン ②燃料容器内温度 ③燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1	1	1	モード1, 2, 3, 4, 6および6	A. 主要パラメータを1つ監視する状態にある場合 A.1 監視範囲は、代替パラメータを監視すること A.2 燃料容器圧力は、監視範囲を越えること A.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B. 代替パラメータを1つ監視する状態にある場合 B.1 監視範囲は、主要パラメータを監視すること B.2 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること C. 1つの監視範囲に1つ監視範囲または監視範囲を越える状態にある場合 D. モード1, 2, 3および6 E. モード5および6	完了時に 速やかに 速やかに 30日 速やかに 速やかに 30日 7.2時間 1.2時間 5.6時間	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1ヶ月に1回	社会保険 課長または 電気課 主任係長 ^{※4} 当直係長	

※6：原子炉下部キャビティ水位および原子炉燃料容器水位について実施する。

変更後

分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	所要パラメータ ^{※2}	所要パラメータの他ヤン	所要パラメータの他ヤン ^{※3}	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉の常運転時監視機能	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	①主要パラメータの他ヤン ②燃料容器内温度 ③燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1	1	1	モード1, 2, 3, 4, 6および6	A. 主要パラメータを1つ監視する状態にある場合 A.1 監視範囲は、代替パラメータを監視すること A.2 燃料容器圧力は、監視範囲を越えること A.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B. 代替パラメータを1つ監視する状態にある場合 B.1 監視範囲は、主要パラメータを監視すること B.2 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること C. 1つの監視範囲に1つ監視範囲または監視範囲を越える状態にある場合 D. モード1, 2, 3および6 E. モード5および6	完了時に 速やかに 速やかに 30日 速やかに 速やかに 30日 7.2時間 1.2時間 5.6時間	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1ヶ月に1回	社会保険 課長または 電気課 主任係長 ^{※4} 当直係長	
原子炉の常運転時監視機能	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	①主要パラメータの他ヤン ②燃料容器内温度 ③燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1	1	1	モード1, 2, 3, 4, 6および6	A. 主要パラメータを1つ監視する状態にある場合 A.1 監視範囲は、代替パラメータを監視すること A.2 燃料容器圧力は、監視範囲を越えること A.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B. 代替パラメータを1つ監視する状態にある場合 B.1 監視範囲は、主要パラメータを監視すること B.2 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること B.3 燃料容器再循環ポンプ水位は、監視範囲を越えること C. 1つの監視範囲に1つ監視範囲または監視範囲を越える状態にある場合 D. モード1, 2, 3および6 E. モード5および6	完了時に 速やかに 速やかに 30日 速やかに 速やかに 30日 7.2時間 1.2時間 5.6時間	燃料容器内温度 燃料容器圧力 燃料容器再循環ポンプ水位 (広域)	1ヶ月に1回	社会保険 課長または 電気課 主任係長 ^{※4} 当直係長	

※6：原子炉下部キャビティ水位および原子炉燃料容器水位について実施する。

理由

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

分類	主要バランサータ 可搬型ニューラス内水素 濃度計測装置	機 能 ^{※1} ①主要バランサータの予備	所要ヤーンズル数を測定できない場合の措置 ^{※3}	適用 モード モード 1、2、3、 4、および 0.6	所要ヤーンズル数を測定できない場合の措置 ^{※3}	項目	頻 度	担 当
1	①主要バランサータの予備	完了時間 速やかに	A. 主要バランサータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当該保排装置は、当該計器速やかに A.2 当該保排装置は、当該計器速やかに A.3.1 当該保排装置は、当該計器速やかに A.3.2 当該保排装置は、当該計器速やかに A.3.3 当該保排装置は、当該計器速やかに	3ヶ月に1回	保排装置			
2	②主要バランサータの予備	完了時間 速やかに	B. 当該バランサータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当該保排装置は、当該計器速やかに B.2 当該保排装置は、当該計器速やかに B.3.1 当該保排装置は、当該計器速やかに B.3.2 当該保排装置は、当該計器速やかに B.3.3 当該保排装置は、当該計器速やかに	3ヶ月に1回	保排装置			

※3： 代替品の開発等可搬型ニューラス内水素濃度計測装置に改修。

変更後

分類	主要バランサータ 可搬型ニューラス内水素 濃度計測装置	機 能 ^{※1} ①主要バランサータの予備	所要ヤーンズル数を測定できない場合の措置 ^{※3}	適用 モード モード 1、2、3、 4、および 0.6	所要ヤーンズル数を測定できない場合の措置 ^{※3}	項目	頻 度	担 当
1	①主要バランサータの予備	完了時間 速やかに	A. 主要バランサータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当該保排装置は、当該計器速やかに A.2 当該保排装置は、当該計器速やかに A.3.1 当該保排装置は、当該計器速やかに A.3.2 当該保排装置は、当該計器速やかに A.3.3 当該保排装置は、当該計器速やかに	3ヶ月に1回	保排装置			
2	②主要バランサータの予備	完了時間 速やかに	B. 当該バランサータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当該保排装置は、当該計器速やかに B.2 当該保排装置は、当該計器速やかに B.3.1 当該保排装置は、当該計器速やかに B.3.2 当該保排装置は、当該計器速やかに B.3.3 当該保排装置は、当該計器速やかに	3ヶ月に1回	保排装置			

※3： 代替品の開発等可搬型ニューラス内水素濃度計測装置に改修。

理 由

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	機器 ^{※1}	測定パラメータ ^{※2}	測定パラメータ ^{※3}	適用モード	所要ヤーン ^{※4} の数を満足できない場合の措置 ^{※5}	完了時間	項目	頻度	担当
出力領域中性子束	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③1次冷却材循環温度 ④ほう電タンク水位	代幹パラメータ ^{※6}	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③1次冷却材循環温度 ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③1次冷却材循環温度 ④ほう電タンク水位	モード1およびモード2	A.1 当監視系は、代幹パラメータが動作可能であることとを確認する。 A.2 当監視系は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 A.3 計線保護装置は、当該計測器を動作可能な状態にする。	速やかに 遅やかに	機器の運用を停止し、事後点検を実施する。 1ヶ月以内に当監視系を復旧する。	計線保護装置	計線保護装置
中間領域中性子束	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	モード1	B.1 当監視系は、主要パラメータが動作可能であることとを確認する。 B.2 計線保護装置は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 B.3 計線保護装置は、当該計測器を動作可能な状態にする。	速やかに 遅やかに	機器の運用を停止し、事後点検を実施する。 30日	計線保護装置	計線保護装置
中性子源領域中性子束 ^{※8}	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	モード1およびモード2	C.1 当監視系は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 C.2 当監視系は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 C.3 計線保護装置は、当該計測器を動作可能な状態にする。	7.2時間	機器の運用を停止し、事後点検を実施する。 1ヶ月以内に当監視系を復旧する。	計線保護装置	計線保護装置

※9：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

変更後

分類	主要パラメータ	機器 ^{※1}	測定パラメータ ^{※2}	測定パラメータ ^{※3}	適用モード	所要ヤーン ^{※4} の数を満足できない場合の措置 ^{※5}	完了時間	項目	頻度	担当
出力領域中性子束	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③1次冷却材循環温度 ④ほう電タンク水位	代幹パラメータ ^{※6}	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③1次冷却材循環温度 ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③1次冷却材循環温度 ④ほう電タンク水位	モード1およびモード2	A.1 当監視系は、代幹パラメータが動作可能であることとを確認する。 A.2 当監視系は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 A.3 計線保護装置は、当該計測器を動作可能な状態にする。	速やかに 遅やかに	機器の運用を停止し、事後点検を実施する。 1ヶ月以内に当監視系を復旧する。	計線保護装置	計線保護装置
中間領域中性子束	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②出力領域中性子束 ③中性子源領域中性子束 ^{※7} ④ほう電タンク水位	モード1	B.1 当監視系は、主要パラメータが動作可能であることとを確認する。 B.2 計線保護装置は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 B.3 計線保護装置は、当該計測器を動作可能な状態にする。	速やかに 遅やかに	機器の運用を停止し、事後点検を実施する。 30日	計線保護装置	計線保護装置
中性子源領域中性子束 ^{※8}	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	①主要パラメータの他ヤーン ②中間領域中性子束 ③ほう電タンク水位	モード1およびモード2	C.1 当監視系は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 C.2 当監視系は、当該計測器が故障状態であることを検知し、明瞭に分かるような措置を講じる。 C.3 計線保護装置は、当該計測器を動作可能な状態にする。	7.2時間	機器の運用を停止し、事後点検を実施する。 1ヶ月以内に当監視系を復旧する。	計線保護装置	計線保護装置

※9：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

理由

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	所要パラメータ名 ^{※2}	所要パラメータ数 ^{※3}	所要パラメータ数未満でない場合の措置 ^{※3}	項目	頻度	担当
系統系の維持および保護	【中間領域起動機】 ^{※4} ①中間領域中性子束 ^{※5}	1	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 中間領域は、主要パラメータが動作不能であるおよび A.2 代替保護装置は、当該機器が故障状態であることを監視し、明瞭に分かるような措置を講じる。 および A.3 代替保護装置は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の不備を認識し、速やかに修理を行う。 また、指示権等により承認する。	1ヶ月に1回	計装係 調整係
			B. 1つの機能を認識する全ての計器が動作不能である場合	B.1 代替保護装置は、当該機器の主要パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
			C. モード2、3およびモード4の状態において、モード5に遷移した際に、モード5に遷移するまでの時間内に遷移できない場合	C.1 中間領域は、モード3に遷移する。 C.2 中間領域は、モード5に遷移する。	1.2時間 6.6時間			
			D. モード6およびモード7において、モード8に遷移するまでの時間内に遷移できない場合	D.1 原子炉制御装置は、原子炉制御室内での燃料の移動を中止する。 D.2 中間領域は、1次冷却剤の温度が低下するまで、動作を中止する。	速やかに 速やかに			

変更後

分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	所要パラメータ名 ^{※2}	所要パラメータ数 ^{※3}	所要パラメータ数未満でない場合の措置 ^{※3}	項目	頻度	担当
系統系の維持および保護	【中間領域起動機】 ^{※4} ①中間領域中性子束 ^{※5}	1	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 中間領域は、主要パラメータが動作不能であるおよび A.2 代替保護装置は、当該機器が故障状態であることを監視し、明瞭に分かるような措置を講じる。 および A.3 代替保護装置は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の不備を認識し、速やかに修理を行う。 また、指示権等により承認する。	1ヶ月に1回	計装係 調整係
			B. 1つの機能を認識する全ての計器が動作不能である場合	B.1 代替保護装置は、当該機器の主要パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	7.2時間			
			C. モード2、3およびモード4の状態において、モード5に遷移した際に、モード5に遷移するまでの時間内に遷移できない場合	C.1 中間領域は、モード3に遷移する。 C.2 中間領域は、モード5に遷移する。	1.2時間 6.6時間			
			D. モード6およびモード7において、モード8に遷移するまでの時間内に遷移できない場合	D.1 原子炉制御装置は、原子炉制御室内での燃料の移動を中止する。 D.2 中間領域は、1次冷却剤の温度が低下するまで、動作を中止する。	速やかに 速やかに			

記載の適正化（線種の変更）

理由

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機器	測定方法	所要ヤーンズル数	測定可能な場合の期間	完了時間	項目	頻度	担当
主蒸気圧力	①主蒸気圧力 (広域) ②主蒸気圧力 (狭域)	①主蒸気圧力計 (狭域) ②主蒸気圧力計 (広域)	①主蒸気圧力計 (狭域) ②主蒸気圧力計 (広域)	1	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	定期検査 計装検査 事後点検 課長		
冷却材圧力 (広域)	①主蒸気圧力 (広域) ②冷却材圧力 (狭域)	①冷却材圧力計 (狭域) ②冷却材圧力計 (広域)	①冷却材圧力計 (狭域) ②冷却材圧力計 (広域)	1	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	定期検査 計装検査 事後点検 課長		

分類	主要パラメータ	機器	測定方法	所要ヤーンズル数	測定可能な場合の期間	完了時間	項目	頻度	担当
主蒸気圧力	①主蒸気圧力 (狭域) ②主蒸気圧力 (広域)	①主蒸気圧力計 (狭域) ②主蒸気圧力計 (広域)	①主蒸気圧力計 (狭域) ②主蒸気圧力計 (広域)	1	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	定期検査 計装検査 事後点検 課長		
冷却材圧力 (広域)	①冷却材圧力 (狭域) ②冷却材圧力 (広域)	①冷却材圧力計 (狭域) ②冷却材圧力計 (広域)	①冷却材圧力計 (狭域) ②冷却材圧力計 (広域)	1	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	定期検査 計装検査 事後点検 課長		

記載の適正化 (線種の変更)

格納容器冷却水循環ポンプの運転監視

格納容器冷却水循環ポンプの運転監視

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

分類	主要パラメータ 〔復次器空箱抽出部ガスモニタ〕 ^{※4}	機能 ^{※1}	所要パラメータ数 〔復次器空箱抽出部ガスモニタ〕 ^{※4}	適用モード 1, 2, 3, 4, および 0.6	項目	項目	項目	項目	項目	項目
1	①高気圧生器水位(領域) ②主蒸気圧力	代替パラメータ ^{※2}	1	A. 代替パラメータを計測する計器が動作不能である場合 A.2 計器故障発生は、当該計器が故障時に明確に分かること および A.3 計器故障発生は、当該計器が故障時に明確に分かること および A.3 計器故障発生は、当該計器が故障時に明確に分かること および	完了時間 速やかに	定期検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査
1	①高気圧生器水位(領域) ②主蒸気圧力	代替パラメータ(領域)	1	B. 1つの機能を複製する全ての計器が動作不能である場合 C. モード3において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	完了時間 速やかに	定期検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査
1	①高気圧生器水位(領域) ②主蒸気圧力	代替パラメータ(領域)	1	D. モード5および6において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	完了時間 速やかに	定期検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査

※1.3：補助蒸気サブ水位について実施する。

変更後

分類	主要パラメータ 〔復次器空箱抽出部ガスモニタ〕 ^{※4}	機能 ^{※1}	所要パラメータ数 〔復次器空箱抽出部ガスモニタ〕 ^{※4}	適用モード 1, 2, 3, 4, および 0.6	項目	項目	項目	項目	項目	項目
1	①高気圧生器水位(領域) ②主蒸気圧力	代替パラメータ(領域)	1	A. 代替パラメータを計測する計器が動作不能である場合 A.2 計器故障発生は、当該計器が故障時に明確に分かること および A.3 計器故障発生は、当該計器が故障時に明確に分かること および	完了時間 速やかに	定期検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査
1	①高気圧生器水位(領域) ②主蒸気圧力	代替パラメータ(領域)	1	B. 1つの機能を複製する全ての計器が動作不能である場合 C. モード3において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	完了時間 速やかに	定期検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査
1	①高気圧生器水位(領域) ②主蒸気圧力	代替パラメータ(領域)	1	D. モード5および6において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	完了時間 速やかに	定期検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査	計画検査 事後検査

※1.3：補助蒸気サブ水位について実施する。

記載の適正化（線種の変更）

理由

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

分類	主要バランメータ	機能 ^{※1}	所要ヤンクセル数 ^{※2}	適用モード	項目	頻度	担当
水資源確保	燃料取替用タンク水位	①主要バランメータの電子チャネル ②燃料取替用タンク水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、および6	燃焼の履歴を確認し、異常を指示し、異常を指示し、異常を指示する。	1ヶ月に1回	計装係 計装係 計装係
	環水タンク水位	①主要バランメータの電子チャネル ②冷却水流量 ③燃料取替用タンク水位 ④冷却水流量 ⑤冷却水流量 ⑥冷却水流量 ⑦冷却水流量 ⑧冷却水流量 ⑨冷却水流量 ⑩冷却水流量 ⑪冷却水流量 ⑫冷却水流量 ⑬冷却水流量 ⑭冷却水流量 ⑮冷却水流量 ⑯冷却水流量 ⑰冷却水流量 ⑱冷却水流量 ⑲冷却水流量 ⑳冷却水流量 ㉑冷却水流量 ㉒冷却水流量 ㉓冷却水流量 ㉔冷却水流量 ㉕冷却水流量 ㉖冷却水流量 ㉗冷却水流量 ㉘冷却水流量 ㉙冷却水流量 ㉚冷却水流量 ㉛冷却水流量 ㉜冷却水流量 ㉝冷却水流量 ㉞冷却水流量 ㉟冷却水流量 ㊱冷却水流量 ㊲冷却水流量 ㊳冷却水流量 ㊴冷却水流量 ㊵冷却水流量 ㊶冷却水流量 ㊷冷却水流量 ㊸冷却水流量 ㊹冷却水流量 ㊺冷却水流量 ㊻冷却水流量 ㊼冷却水流量 ㊽冷却水流量 ㊾冷却水流量 ㊿冷却水流量	1	モード 1、2、3、4、および6	燃焼の履歴を確認し、異常を指示し、異常を指示し、異常を指示する。	1ヶ月に1回	計装係 計装係 計装係

変更後

分類	主要バランメータ	機能 ^{※1}	所要ヤンクセル数 ^{※2}	適用モード	項目	頻度	担当
水資源確保	燃料取替用タンク水位	①主要バランメータの電子チャネル ②燃料取替用タンク水位 (広域)	1	モード 1、2、3、4、および6	燃焼の履歴を確認し、異常を指示し、異常を指示し、異常を指示する。	1ヶ月に1回	計装係 計装係 計装係
	環水タンク水位	①主要バランメータの電子チャネル ②冷却水流量 ③燃料取替用タンク水位 ④冷却水流量 ⑤冷却水流量 ⑥冷却水流量 ⑦冷却水流量 ⑧冷却水流量 ⑨冷却水流量 ⑩冷却水流量 ⑪冷却水流量 ⑫冷却水流量 ⑬冷却水流量 ⑭冷却水流量 ⑮冷却水流量 ⑯冷却水流量 ⑰冷却水流量 ⑱冷却水流量 ⑲冷却水流量 ⑳冷却水流量 ㉑冷却水流量 ㉒冷却水流量 ㉓冷却水流量 ㉔冷却水流量 ㉕冷却水流量 ㉖冷却水流量 ㉗冷却水流量 ㉘冷却水流量 ㉙冷却水流量 ㉚冷却水流量 ㉛冷却水流量 ㉜冷却水流量 ㉝冷却水流量 ㉞冷却水流量 ㉟冷却水流量 ㊱冷却水流量 ㊲冷却水流量 ㊳冷却水流量 ㊴冷却水流量 ㊵冷却水流量 ㊶冷却水流量 ㊷冷却水流量 ㊸冷却水流量 ㊹冷却水流量 ㊺冷却水流量 ㊻冷却水流量 ㊼冷却水流量 ㊽冷却水流量 ㊾冷却水流量 ㊿冷却水流量	1	モード 1、2、3、4、および6	燃焼の履歴を確認し、異常を指示し、異常を指示し、異常を指示する。	1ヶ月に1回	計装係 計装係 計装係

理由

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

85-16-2 可搬型計測器

85-16-2 可搬型計測器

設備	所 数	種 類	条 件	所要数を満足できない場合の措置	完了時間	項 目	確認事項
可搬型計測器	40個	モード モード1、2、3 および4	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了期間内に達成できない場合	A.1 計装係修隊長は、当該設備を動作可能な状態に復帰させる。 A.2 計装係修隊長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の同意を得て実施する。 B.1 当直隊長は、モード3にする。 B.2 当直隊長は、モード5にする。	30日 30日	機器の項 目を確認 し、作 業内容 を確認 する。	計装係修 隊長 3ヶ月に 1回 計装係 隊長 とを確認 する。
		モード5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係修隊長は、当該設備を動作可能な状態に復帰させる。 A.2 計装係修隊長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の同意を得て実施する。	5.6時間 12時間 5.6時間		

設備	所 数	種 類	条 件	所要数を満足できない場合の措置	完了時間	項 目	確認事項
可搬型計測器	40個	モード モード1、2、3 および4	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合 B. 条件Aの措置を完了期間内に達成できない場合	A.1 計装係修隊長は、当該設備を動作可能な状態に復帰させる。 A.2 計装係修隊長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の同意を得て実施する。 B.1 当直隊長は、モード3にする。 B.2 当直隊長は、モード5にする。	30日 30日	機器の項 目を確認 し、作 業内容 を確認 する。	計装係修 隊長 3ヶ月に 1回 計装係 隊長 とを確認 する。
		モード5および6	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係修隊長は、当該設備を動作可能な状態に復帰させる。 A.2 計装係修隊長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の同意を得て実施する。	5.6時間 12時間 5.6時間		

※1：代替品の仕様等。

※1：代替品の仕様等。

理 由

記載の適正化（線種の変更）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
85-16-3 記録		85-16-3 記録		
設備	所要数・系統数	モード	所要数・系統数	
格納炉冷却電源ユニット 入口温度/出口温度 (S/A)	3個	モード1、2、3、4、5 および6	所要数・系統数 A.1 格納炉冷却電源ユニット 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 および A.2 社務係課長は、代幹担当員を確保し、原子炉主幹の機能を確保する。	
安全炉マスタ表示システム (SPDS)	1系列 1台	モード1、2、3、4、5 および6	所要数・系統数 A.1 格納炉冷却電源ユニット 動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 および A.2 社務係課長は、代幹担当員を確保し、原子炉主幹の機能を確保する。	
				記載の適正化（線種の変更）

※1：代用品の確保またはあらかじめ記録対象アラームを定め、記録要員を確保すること等をいう。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

表 8 5 - 1 8 - 1 8 監視測定設備

8 5 - 1 8 - 1 1 監視測定設備

機能	設備	所要数	適用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}	完了時期	項目	確認事項
放射線物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	10個	モード1、2、3、4、5、6および放射線監視期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線監視装置は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。 B.1 放射線監視装置は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。 A.2 放射線監視装置は、代替措置を講ずる。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能の検証を行う。	1年に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。
	可搬式モニタリングポスト	10個	モード1、2、3、4、5、6および放射線監視期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 放射線監視装置は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。 B.1 放射線監視装置は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。 A.2 放射線監視装置は、代替措置を講ずる。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能の検証を行う。	1年に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。
可搬式モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト	2個					可搬式モニタリングポストの機能の検証を行う。	1年に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。
	可搬式モニタリングポスト	2個					可搬式モニタリングポストの機能の検証を行う。	1年に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。
可搬式モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト	1個					可搬式モニタリングポストの機能の検証を行う。	3ヶ月に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。
	可搬式モニタリングポスト	1個					可搬式モニタリングポストの機能の検証を行う。	3ヶ月に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。
小型船舶	小型船舶	1台					小型船舶が使用可能な状態であることを確認する。	3ヶ月に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。
	小型船舶	1台					小型船舶が使用可能な状態であることを確認する。	3ヶ月に1回放射線監視装置の機能の検証を行う。

記載の適正化（線種の変更）

※1：設備ごとに個別の条件が適用される。

※2：代替品の種別等。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 二次改正)

変更前

表 85-20-20 通信連絡を行うために必要な設備

機能	設備	所要数・系統数	運用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
遠隔操作設備	衛星電話 (固定)	9台	モード 1, 2, 3および4	A. 動作可能な衛星電話 (固定・携帯) または移動衛星電話 (固定) を備えている場合	A1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または A2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日 ⁸⁵⁾	衛星電話 (固定)	1ヶ月に1回	電気設備修理工長
	衛星電話 (携帯)	9台		B. 動作可能な衛星電話 (携帯) または移動衛星電話 (携帯) を備えている場合	B1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または B2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	衛星電話 (携帯)	3ヶ月に1回	電気設備修理工長
	衛星電話 (可搬)	1台		C. 統合原子炉防犯ネットワークに接続する遠隔通信設備 ⁸¹⁾ が動作不能である場合	C1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または C2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日 ⁸⁵⁾	衛星電話 (可搬)	3ヶ月に1回	電気設備修理工長
	トランシーバー	15台		D. 動作可能な衛星電話 (固定・携帯) または移動衛星電話 (固定) を備えている場合	D1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または D2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	トランシーバー	1ヶ月に1回	電気設備修理工長
	携帯用通話装置	12台		E. 安全ハルメータ表示システム (SPDS)	E1. 計装設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または E2. 計装設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	携帯用通話装置	1ヶ月に1回	計装設備修理工長
	安全ハルメータ表示システム (SPDS)	1系列 ⁸¹⁾		F. 条件A、B、C、F1、当直員長は、モード3にする。	F1. 当直員長は、モード3にする。	12時間	安全ハルメータ表示システム (SPDS)	1ヶ月に1回	計装設備修理工長
	安全ハルメータ表示システム	1台		D または E の措置を完了した後に F2. 当直員長は、モード5にする。	D または E の措置を完了した後に F2. 当直員長は、モード5にする。	56時間	安全ハルメータ表示システム	1ヶ月に1回	計装設備修理工長

変更後

表 85-20-20 通信連絡を行うために必要な設備

機能	設備	所要数・系統数	運用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
遠隔操作設備	衛星電話 (固定)	9台	モード 1, 2, 3および4	A. 動作可能な衛星電話 (固定・携帯) または移動衛星電話 (固定) を備えている場合	A1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または A2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日 ⁸⁵⁾	衛星電話 (固定)	1ヶ月に1回	電気設備修理工長
	衛星電話 (携帯)	9台		B. 動作可能な衛星電話 (携帯) または移動衛星電話 (携帯) を備えている場合	B1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または B2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	衛星電話 (携帯)	3ヶ月に1回	電気設備修理工長
	衛星電話 (可搬)	1台		C. 統合原子炉防犯ネットワークに接続する遠隔通信設備 ⁸¹⁾ が動作不能である場合	C1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または C2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日 ⁸⁵⁾	衛星電話 (可搬)	3ヶ月に1回	電気設備修理工長
	トランシーバー	15台		D. 動作可能な衛星電話 (固定・携帯) または移動衛星電話 (固定) を備えている場合	D1. 電気設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または D2. 電気設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	トランシーバー	1ヶ月に1回	電気設備修理工長
	携帯用通話装置	12台		E. 安全ハルメータ表示システム (SPDS)	E1. 計装設備修理工長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。 または E2. 計装設備修理工長は、代替措置 ⁸⁰⁾ を講じ、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	10日	携帯用通話装置	1ヶ月に1回	計装設備修理工長
	安全ハルメータ表示システム (SPDS)	1系列 ⁸¹⁾		F. 条件A、B、C、F1、当直員長は、モード3にする。	F1. 当直員長は、モード3にする。	12時間	安全ハルメータ表示システム (SPDS)	1ヶ月に1回	計装設備修理工長
	安全ハルメータ表示システム	1台		D または E の措置を完了した後に F2. 当直員長は、モード5にする。	D または E の措置を完了した後に F2. 当直員長は、モード5にする。	56時間	安全ハルメータ表示システム	1ヶ月に1回	計装設備修理工長

記載の適正化 (線種の変更)

理由

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

85-20-1 通信連絡 (続き)

Table with columns: 項目, 設備, 所要数・運用モード, 条件, 所要数を満足できない場合の措置, 完了時期, 項目, 頻度, 所要事項. Includes rows for 通話設備, 衛星電話, and 無線電送受信機.

※1: 安全ハラムータ表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システムについては、A系またはB系のいずれにおいても有線系、無線系または衛星系回線等併用で確保することとする。...

変更前

85-20-1 通信連絡 (続き)

Table with columns: 項目, 設備, 所要数・運用モード, 条件, 所要数を満足できない場合の措置, 完了時期, 項目, 頻度, 所要事項. Includes rows for 通話設備, 衛星電話, and 無線電送受信機.

※1: 安全ハラムータ表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システムについては、A系またはB系のいずれにおいても有線系、無線系または衛星系回線等併用で確保することとする。...

記載の適正化 (線種の変更)

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第138条 第139条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第140条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況の評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第140条（保安に関する組織）の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第138条 第139条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第140条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況の評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第140条（保安に関する組織）の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 139 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図139-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>The diagram shows a hierarchical structure with '外部' (External) at the top, followed by '社長' (President), '原子力事業本部' (Nuclear Business Dept), '原子力燃料サイクル部' (Nuclear Fuel Cycle Dept), and '発電所' (Power Plant). It details the '計画段階 (Plan)', '実施段階 (Do)', '評価段階 (Check)', and '改善段階 (Act)' phases, including specific tasks like '品質マネジメントシステムの構築' and '品質マネジメントシステムの運用'.</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 139 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図139-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>This diagram is identical to the one in the 'Before Change' column, showing the same organizational structure and process phases (Plan, Do, Check, Act) for the Quality Management System.</p>	<p>(注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上でPDCAに分類して示している。業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）、原子力安全・技術部門統括（<u>土木建築</u>）、原子力発電部門統括、原子燃料部門統括のいずれかを指す。</p> <p>(中略)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
表 139-2 (続き)				表 139-2 (続き)				
本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		項目	社内標準名		本規定関連条項	
		1次 文書	2次文書		1次 文書	2次文書		
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	廃止措置 管理	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力発電の安全に係る品質保証規程	廃止措置 管理	原子力事業本部 原子力発電部門	第144条、第145 条、第151条、第15 4条から第156条	本規定関連条項	組織改正に伴う変更(原 子力安全部門と原子力 技術部門の統合)
			原子力発電の安全に係る品質保証規程					
	燃料管理	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力発電の安全に係る品質保証規程	燃料管理	原子力事業本部 原子力発電部門	第161条から第16 4条、第204条	第161条から第16 4条、第204条	
			原子力発電の安全に係る品質保証規程					
	放射性廃 棄物管理	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力発電の安全に係る品質保証規程	放射性廃棄物 管理	原子力事業本部 原子力発電部門	第165条から第17 1条、第204条	第165条から第17 1条、第204条	
			原子力発電の安全に係る品質保証規程					
	放射線管 理	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力発電の安全に係る品質保証規程	放射線管理 通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第172条から第18 6条、第191条、第1 99条、第204条	第172条から第18 6条、第191条、第1 99条、第204条	
			原子力発電の安全に係る品質保証規程					
施設管理	原子力事業本部 原子力発電部門	原子力発電の安全に係る品質保証規程	施設管理 通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第187条から第18 7条の5	第187条から第18 7条の5		
		原子力発電の安全に係る品質保証規程					原子力発電の安全に係る品質保証規程	
非常時の 措置	原子力事業本部 原子力安全部門	原子力発電の安全に係る品質保証規程	非常時の措置 通達	原子力事業本部 原子力安全部門	第153条、第189 条、第190条、第19 2条から第198条、第 200条	第153条、第189 条、第190条、第19 2条から第198条、第 200条		
		原子力発電の安全に係る品質保証規程					原子力発電の安全に係る品質保証規程	
その他	原子力事業本部 原子燃料部門 原子力技術業 務要綱	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子燃料サイ クル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	第161条から第16 4条、第167条の2	第161条から第16 4条、第167条の2		
		原子力発電の安全に係る品質保証規程					原子力発電の安全に係る品質保証規程	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織) 第 1 4 0 条 発電所の保安に関する組織は、図 1 4 0 のとおりとする。</p> <p>図 1 4 0</p> <p>【本店】</p>	<p>(保安に関する組織) 第 1 4 0 条 発電所の保安に関する組織は、図 1 4 0 のとおりとする。</p> <p>図 1 4 0</p> <p>【本店】</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 1 4 1 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 1 3 8 条第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動、原子力発電施設の設計・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(10) 原子力燃料部門統括は、原子力燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第 1 項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 1 4 1 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 1 3 8 条第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電施設の設計・保全および廃止措置ならびに原子力発電所の運転保守、放射線管理および放射性廃棄物管理に関する業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第 1 項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に係る業務を含む。</p>	<p>理由</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(17) 各職位は、第 1 3 9 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(18) 第 1 項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(16) 各職位は、第 3 条 8. 2. 4 項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第 1 項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上がり)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全委員会) 第 1 4 2 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会) 第 1 4 2 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の廃止措置主任者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 第 号 ） （施行期日） 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。記番号は改正日に設定する。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日を超えない範囲で施行する。</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>3 火山影響等、降雪発生時 (中略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>(中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止 原子力技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。 (b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。 (中略)</p>	<p>3 火山影響等、降雪発生時 (中略)</p> <p>(中略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>(中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。 (b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。 (中略)</p>	<p>理由</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>5 津 波 (中略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 (中略)</p> <p>6 竜 巻 (中略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 (以下略)</p>	<p>5 津 波 (中略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 (中略)</p> <p>6 竜 巻 (中略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 (以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を1名配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を1名配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備にあたって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センターを含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(ウ) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センターを含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(ウ) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>ウ 原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器的設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含む汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施 (中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、<u>原子力発電部門統括</u>、<u>原子力技術部門統括</u>（<u>原子力技術</u>）および<u>原子力技術部門統括</u>（<u>土木建築</u>）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるように、重大事故等対処設備、予備品および燃料等を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が充足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資</p>	<p>ウ 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、重大事故等発生時に原子炉格納容器的設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含む汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施 (中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）、<u>原子力安全・技術部門統括</u>（<u>土木建築</u>）および<u>原子力発電部門統括</u>は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるように、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が充足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによつて、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによつて、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全部門と原子力技術部門の統合)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の発電所対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を確保し、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全部門統括は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の発電所対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を確保し、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、他の原子力事業者および原子力</p>	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーカオおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1 項および2. 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、2. 1 項の実施内容を踏まえ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーカオおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1 項および2. 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1 年に1 回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、2. 1 項の実施内容を踏まえ、1 年に1 回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>